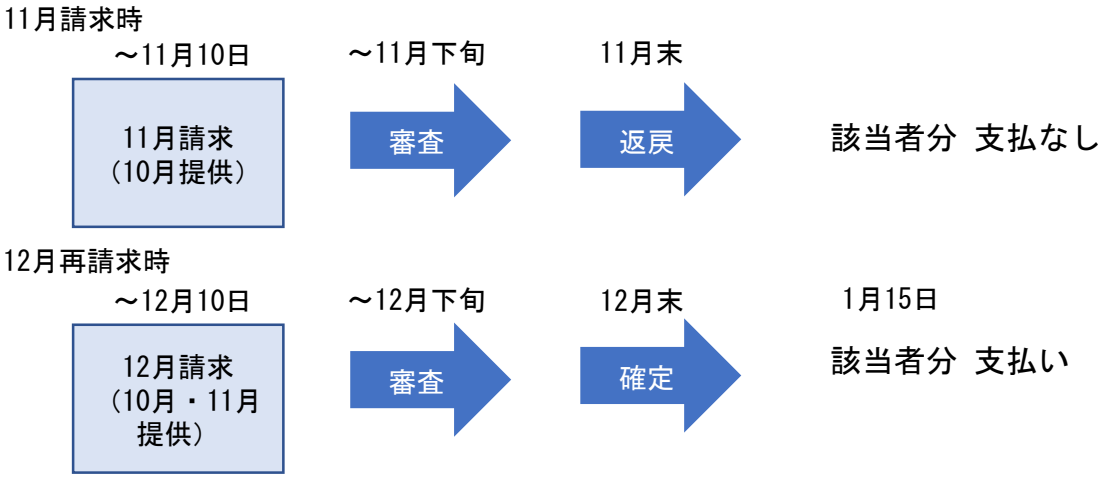
返戻と過誤の再請求方法の違いについて

○返戻

事業所が国保連合会に請求した給付明細書などの内容に不備があり、審査の段階で事業所へ差し戻されることです。
請求内容を修正・訂正し、翌月以降に再請求してください。



○過誤

既に国保連合会で審査・支払いが決定した給付費の請求内容に誤りがあった場合に、その実績を一旦取り下げることです。
再請求するためには、過誤申立により請求を取り下げる必要があります。再請求する月の前月末までに障がい福祉課へ過誤申立書を提出してください。

